|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **様式２―２【調書Ｂ】**令和　　年度児童福祉施設指導監査調書（幼保連携型認定こども園用）

|  |  |
| --- | --- |
| 施設名 |  |
| 施設記入日 | 令和　年　月　日 |
| 記入者 | 職名：　　氏名：　　 |
| ※担当部署 |  |
| ※実地監査日 |  |
| ※監査職員 |  |
|  |  |

 |

**幼保連携型認定こども園自主点検表の記載について**

１　記載上の留意点

（１）各項目について、施設運営の状況を内部点検したうえで、「認定こども園チェック」欄の□にレ点を入れ、必要に応じてその内容を記載してください。

（２）記載内容は、時期が特定されているものを除き、本自主点検表の提出日現在で記入してください。

２　この点検表に関する法令・通知は、次のとおりです。

（文中の略称）　　　　　　　　　　　（法令・通知の名称）

「支援法」　　　　　　　　　　　　　　　　⇒　・　子ども・子育て支援法（平成２４年　法律第６５号）

「法」　　　　　　　　　　　　　　　　　　⇒　・　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年　法律第７７号）

「児福法」　　　　　　　　　　　　　　　　⇒　・　児童福祉法（昭和２２年　法律第１６４号）

「学校保健安全法」　　　　　　　　　　　　⇒　・　学校保健安全法（昭和３３年　法律第５６号）

「政令」　　　　　　　　　　　　　　　　　⇒　・　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成２６年　政令第２０３号）

「府令」　　　　　　　　　　　　　　　　　⇒　・　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成２６年　内閣府・文部科学省・厚生労働省令第２号）

「府令３９」　　　　　　　　　　　　　　　⇒　・　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成２６年　内閣府令第３９号）

「条例」　　　　　　　　　　　　　　　　　⇒　・　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成１８年１０月　県条例第７４号）

「基準条例」　　　　　　　　　　　　　　　⇒　・　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年１２月　県条例第９１号）

「児福法施行規則」　　　　　　　　　　　　⇒　・　児童福祉法施行規則（昭和２３年　厚生省令第１１号）

「基準省令」　　　　　　　　　　　　　　　⇒　・　幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成２６年　内閣府・文部科学省・厚生労働省令第１号）

「基準省令の取扱いについて」　　　　　　　⇒　・　幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（平成２６年１１月　府政共生第１１０４号・２６文科初第８９１号・雇児発第１１８２第２号）

「児福法基準」　　　　　　　　　　　　　　⇒　・　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年　厚生省令第６３号）

「教育・保育要領」　　　　　　　　　　　　⇒　・　幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成２９年３月　内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第１号）

「教育・保育要領解説」　　　　　　　　　　⇒　・　幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説（平成３０年３月　内閣府・文部科学省・厚生労働省）

「学校保健安全法施行規則」　　　　　　　　⇒　・　学校保健安全法施行規則（昭和３３年　文部省令第１８号）

「保育所保育指針」　　　　　　　　　　　　⇒　・　保育所保育指針（平成２９年３月　厚生労働省告示第１１７号）

「指導要録」　　　　　　　　　　　　　　　⇒　・　幼保連携型認定こども園園児指導要録の改善及び認定こども園こども要録の作成等に関する留意事項等について

（府子本第 ３１５ 号・２ ９ 初 幼 教 第 １ ７ 号・子保発０３３０第３号）

「感染症等発生時の報告について」　　　　　⇒　・　社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について

（平成17年2月　健発第0222002号・薬食発第0222001号・雇児発第0222001号・社援発第0222002号・老発第0222001号）

「特定教育・保育施設等事故報告について」　⇒　・　特定教育・保育施設等における事故の報告等について（令和５年４月　こ成安第２号・４教参学第２１号）

「事故発生時の対応のためのガイドライン」　⇒　・　教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて

（平成２８年３月　府子本第 １９２ 号・２７文科初第 1789 号・雇児保発 0331 第 3 号）

「児童の安全の確保について」　　　　　　　⇒　・　児童福祉施設等における児童の安全の確保について（平成１３年６月　雇児総発第４０２号）

「特定教育・保育施設等確認留意事項」　　　⇒　・　子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項について

（平成２６年９月　府政共生第859号・26文科初第651号・雇児発０９１０第２号）

「社会福祉法」　　　　　　　　　　　　　　⇒　・　社会福祉法（平成２６年　法律第４５号）

「苦情解決の仕組みの指針について」　　　　⇒　・　社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について

（平成１２年６月　障第４５２号・社援第１３５２号・老発第５１４号・児発第５７５号）

「社会福祉施設における衛生管理について」　⇒　・　社会福祉施設における衛生管理について（平成９年３月　社援施第６５号）

「アレルギー対応ガイドライン」　　　　　　⇒　・　「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」の改訂について（平成 31 年４月　子保発 0425 第２号）

「食事提供に関する援助及び指導について」　⇒　・　児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について（令和２年３月　子発0331第1号・障発0331第8号）

「食事計画について」　　　　　　　　　　　⇒　・　児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について（令和２年３月　子母発０３３１第１号）

「保存食の保存期間について」　　　　　　　⇒　・　社会福祉施設等における保存食の保存期間等について（平成８年７月　社援施第１１７号）

「調理業務の委託について」　　　　　　　　⇒　・　保育所における調理業務の委託について（平成１０年２月　児発第８６号）

「送迎用バスガイドライン」　　　　　　　　⇒　・　送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン（令和 4 年 12 月）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | **□　認定こども園チェック欄（「はい」の場合はレ点を入れる）**　（着眼点） | 関係法令・通知等 | ※監査員チェック欄 | ※備考 |
| **第１****教育・保育環境の整備** | **１　学級編制及び職員配置の状況について****□教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制しているか。**・３歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制すること。・１学級の園児数は、３５人以下とすること。・学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とすること。**□職員の配置は適正か。**・幼保連携型認定こども園には、園長及び保育教諭を置かなければならない。・各学級毎に担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭を１人以上置かなければならない。・特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の３分の１の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。・園児の教育及び保育に直接従事する職員の数は、次の表に記載する員数以上とする。ただし当該職員の数は、常時２人を下回ってはならない。

|  |  |
| --- | --- |
| 園　児　の　区　分 | 員　　　　　　　　数 |
| 一　満４歳以上の園児 | ３０人につき１人 |
| 二　満３歳以上満４歳未満の園児 | ２０人につき１人 |
| 三　満１歳以上満３歳未満の園児 | ６人につき１人 |
| 四　満１歳未満の園児 | ３人につき１人 |

|  |
| --- |
| 備　考一　この表に定める員数は、副園長（幼稚園教諭免許状を有し、かつ、保育士登録を受けた者に限る）、教頭（幼稚園教諭免許状を有し、かつ、保育士登録を受けた者に限る）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。二　この表に定める員数は、同表の園児の区分ごとの園児数に応じて定める数を合算した数とする。（当該算定した数に１未満の端数が生じたときは、これを１に切り上げる。）三　この表の1の項及び2の項に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。四　園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を１人増加するものとする。 |

・幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。・幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。　　（１）副園長　（２）主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭　（３）事務職員 | ・条例別表第２－１・法第１４条・条例別表第２－１、２・基準省令第８条　幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数 は、当分の間、一人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、 看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の園児の数が四人未満である幼保 連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって第 五条第三項の表備考第一号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。  | □適□不適□適□不適 |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **（つづき）****第１****教育・保育環境の整備****（つづき）****第１****教育・保育環境の整備** | **２　認可定員の遵守状況について**　**□利用定員の設定は適正か。**　・利用定員　≦　認可定員認可定員・利用定員の状況

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 　 | 1号認定 | 2号認定 | 3号認定 | 合計 |
| １～2歳 | 0歳 |
| 認可定員 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 利用定員 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 月　　日時点 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 在籍児童数 |

　・施設の利用定員は20人以上となっているか。　・支援法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分毎の利用定員となっているか。 | ・特定教育・保育施設等確認留意事項　第３・府令３９第４条・支援法第１９条 | □適□不適 |  |
| **３　園舎の構造及び備えるべき設備や定期的な修繕改善等について**　**□保育室等の設備の基準を満たしているか。**　・園舎及び園庭を設けなければならない。　・園舎は２階建て以下を原則とする。

|  |
| --- |
| ただし、特別の事情がある場合は、３階建て以上とすることができる。３階以上の階に設けられる保育室等は、原則として満３歳未満の園児の保育に供するものでなければならない。 |

　・園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。・園舎の面積は、以下に掲げる①と②の面積を合計した面積以上とする。①学級部分（満３歳以上児部分）（ⅰとⅱのいずれか該当するほうの面積）

|  |  |
| --- | --- |
| 学級数 | 面　積 |
| ⅰ　１学級 | １８０㎡ |
| ⅱ　２学級以上 | ３２０+１００×（学級数－２）㎡ |

②満３歳未満児部分（ⅰ＋ⅱ＋ⅲの面積）

|  |  |
| --- | --- |
| 児童区分 | 一人当たりの面積 |
| ⅰ　満２歳未満のほふくをしない子ども | １．６５㎡ |
| ⅱ　満２歳未満のほふくをする子ども | ３．３㎡ |
| ⅲ　満２歳以上満３歳未満の子ども | １．９８㎡ |

・園庭の面積は、以下に掲げる①と②の面積を合計した面積以上とする。①学級部分（満３歳以上児部分）（ⅰとⅱのいずれか大きい方の面積）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 　学級数 | 面　積 |
| ⅰ | ２学級以下 | ３３０+３０×（学級数－１）㎡ |
| ３学級以上 | ４００+８０×（学級数－３）㎡ |
| ⅱ | 満３歳の子ども一人につき３．３㎡ |

②満２歳の子ども一人につき３．３㎡**□以下の設備があるか。基準は満たしているか。**　・職員室・保健室→兼用しても可　・乳児室又はほふく室（満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る）　・保育室・遊戯室→兼用しても可　　（満3歳以上の園児に係る保育室の数は、学級数を下回ってはならない）　・調理室　・便所　・飲料水用設備、手洗い用設備及び足洗用設備（飲料水用設備は、手洗い用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない）・以下の設備の面積は、基準で定める面積以上とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 乳児室 | 3.3㎡× 満2歳未満の園児のうち、ほふくしないものの数　㎡ |
| ほふく室 | 3.3㎡× 満2歳未満の園児のうち、ほふくするものの数　㎡ |
| 保育室又は遊戯室 | 1.98㎡× 満2歳以上の園児数　㎡ |

**□園における安全点検は適切に実施されているか。**　・学校保健安全法第２７条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期１回以上、園児が通常使用する施設及び設備の異常について系統的に行われているか。・上記安全点検のほか、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図っているか。 | ・条例別表第２－３・条例別表第２－４※　注意・条例上、ほふくをしないこどもは１.６５㎡ですが、ほふくしない子もいずれはほふくをするようになるため、一人につき３.３㎡以上を確保して下さい。ほふく室の子は、立ち歩きを始めた子も一人につき３.３㎡以上を満たすことが必要です。・条例別表第２－４・府令第２７条準用学校保健安全法施行規則第２８、２９条 | □適□不適□適□不適□適□不適 |  |
| **（つづき）****第１****教育・保育環境の整備** | **４　教育・保育を行う期間・時間について**　**□教育及び保育を行う時間及び期間は適正に定められているか。**・毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、３９週を下回っていないか。　・教育時間は、４時間を標準とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮されているか。・保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満３歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）は、１日につき８時間を標準とし、保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して定められているか。 | ・条例別表第２－６・教育・保育要領第１章第２ | □適□不適　 |  |
| **５　職員の知識及び技能の向上等について**　**□どのような取り組みを行っているか。**　・職種、能力に応じ研修計画を立てているか。　・研修修了後、資料の回覧や報告会等により、不参加職員にも周知させる等、研修成果を活用しているか。　・受講機会は特定職員に偏ることなく、全ての職員に平等に確保しているか。　　具体的に： | ・条例別表第第１－５ | □適□不適 |  |
| **６　業務継続計画について****□業務継続計画を策定・周知し適切に運用しているか**　・児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。・児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知しているか。・業務継続計画について、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めているか。・児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めているか。 | ・児福法基準第９条の３ | □適□不適 |  |
| **７　インクルーシブ保育ついて****□インクルーシブ保育を実施している場合、保育に支障はないか**・認定こども園の設備や職員について、併設する他の社会福祉施設の居室や職員と兼ねている場合、保育に支障がないか。 | ・児福法基準第８条 | □適□不適 |  |
| **第２****教育・保育内容****（つづき）****第２****教育・保育内容** | **１　教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成状況について**　**□教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成しているか。**※幼保連携型認定こども園の設置者は、法第１０条第１項の教育及び保育の内容に関する事項（教育・保育要領）を遵守しなければならない。　・法第２条第７項に規定する目的に従い作成されているか。　・法第９条に規定する教育及び保育の目標に従い作成されているか。 | ・法第１０条・教育・保育要領第１章第２・府令３９第１５条 | □適□不適 |  |
| **２　指導計画の作成について**　**□指導計画を作成しているか。**※幼保連携型認定こども園においては、乳幼児期にふさわしい生活を展開され、適切な指導が行われるよう、調和の取れた組織的、発展的な指導計画を作成し、園児の活動に添った柔軟な指導を行わなければならない。　・指導計画は、園児の発達に即して園児１人１人が乳幼児期にふさわしい生活を展開し、必要な体験が得られるようにするため、具体的に作成されているか。　・具体的なねらい及び内容は、園児の発達の過程を見通し、園児の生活の連続性、季節の変化などを考慮して、園児の興味や関心、発達の実情などに応じて設定されているか。　**□長期の指導計画（年・学期・月）短期的の指導計画（週・日）を作成しているか。**・長期的に発達を見通した年、学期、月などにわたる長期的な計画やこれと関連を保ちながらより具体的な園児の生活に即した週、日などの短期の指導計画を作成し、適切な指導が行われるようにすること。・週、日などの短期の指導計画については、園児の生活リズムに配慮し、生活の自然な流れの中に組み込まれるようにすること。**□指導計画が個人差に配慮されたものになっているか。**・園児の発達の個人差、入園した年齢の違いなどによる集団生活の経験年数の差、家庭環境等を踏まえ、園児１人１人の発達の特性や課題に十分留意すること。特に満３歳未満の園児については、大人への依存度が極めて高い等の特性があることから、個別的な対応を図ること。　**□満３歳未満児の個別指導計画を作成しているか。**　・満３歳未満の園児については、園児１人１人の生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。　・異年齢で構成されるグループ等での指導に当たっては、園児１人１人の生活や経験、発達の過程などを把握し、適切な指導や環境の構成ができるよう配慮すること。　**□障害のある園児について、指導についての計画又は家庭や医療、福祉などの業務を行う関係機関と連携した支援の計画を個別に作成しているか。**　・個々の園児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。 | ・法第２７条準用学校保健法第５条・教育・保育要領第１章、第３章 | □適□不適　□適□不適□適□不適□適□不適□適□不適 |  |
| **３　小学校教育との円滑な接続について****□指導要録は適正に作成されているか。**・学籍等に関する記録　　①園児の氏名、性別、生年月日及び現住所　　②保護者氏名及び現住所　　③学籍等の記録（入園・転園・退園・修了等）　　④入園前の状況⑤進学・就学先等　　⑥園名及び所在地　　⑦各年度の園児の年齢・園長の氏名・担任の氏名3歳以上児は学級、整理番号・指導等に関する記録　　①園児の育ちに関わる事項　　②養護に関わる事項　　③指導の重点等（学年・個人）　　④指導上参考となる事項（1年間の指導の過程と園児の発達の姿、次年度の指導の配慮事項）　　⑤出欠状況（教育日数・出席日数）**□進学・転園した場合、進学・転園先の校長に送付しているか。**　・園長は、園児が進学した場合においては、その作成に係る当該園児の指導要録の抄本又は写しを作成し、進学先の校長に送付しなければならない。**□指導要録は適切に保存されているか。**　・指導要録及びその写しのうち入園、卒園等の学籍に関する記録については、その保存期間を20年とする。**□小学校との連携を通じた質の向上を図っているか。**　・園児の発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図ること。　　　具体的に：　　　　 | ・府令第30条・指導要録・府令第30条・府令第30条・教育・保育要領第１章－２ | □適□不適□適□不適□適□不適□適□不適 |  |
| **第３****健康・安全****（つづき）****第３****健康・安全****（つづき）****第３****健康・安全****（つづき）****第３****健康・安全** | **１　健康の保持増進に関する取組状況**　**□健康診断は、適正に実施されているか。**・入園時及び毎年度2回行う（そのうち1回は6月30日までに行うものとする。）ことを原則とする。**□健康診断の結果は、適切に記録・整理保管しているか。**　・園児の健康診断票を作成し、５年間保存すること。　・園児が転学した場合、転学先の園長、保育所の長又は認定こども園の長に送付しなければならない。　　　**□健康診断の結果を保護者に伝えているか。**・健康診断を行ったときは、21日以内にその結果を園児及びその保護者に通知する。　**□日々の健康状態の把握、発育及び発達状態の把握を行っているか。**・既往歴、予防接種歴を把握し、記録を整理すること。　・保護者からの情報とともに、登園時及び保育中を通じて子どもの状態を観察すること。　　・午睡を必要とする園児と必要としない園児に対し、それぞれに環境を整えること。**□虐待が疑われる場合又は虐待事例があった場合の対応について理解しているか。**・不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど、対応を図ること。　・虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告すること。　・園では、十分な観察や情報の収集に努め、その結果を記録しておくこと。**□感染症等の予防対策を適切に行っているか。**・職員の健康管理の徹底、職員及び児童に対して手洗いやうがいの励行をするなど衛生教育の徹底を図ること。　・職員に対し、年1回以上の衛生管理に関する研修を実施すること。**□感染症等が発生した場合の対応を適切に行っているか。**・感染症発生や疑いがある場合には、必要に応じて、学校医、市町村、保健所等に連絡し指示に従うこと。（集団発生時の報告用紙は準備されているか）　・感染症の治癒を確認した上（医師の証明書が望ましい）で再登園させること。　・定期薬及び臨時薬の受け渡し及び与薬は、受け渡し表を用いて適切に行うこと。・園児の疾病等の事態に備え、保健室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全ての職員が対応できるようにしておくこと。**２　事故防止に関する取組状況**　**□乳幼児突然死症候群に対する配慮をしているか。**　・乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。・午睡チェック表などを用いて、睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。・両親の喫煙など家庭環境を把握することに努めているか。**□園における安全計画を適切に策定・周知しているか。**・園児の安全の確保を図るため、施設及び設備の安全点検、園児に対する通学を含めた園生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修、その他園における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。　※事故発生の防止のため、次の点に留意して安全管理体制を確立すること。　・経営者、管理者自らが安全管理の重要性を認識し、組織的に安全管理体制の整備に努めること。・事故発生防止のための指針等の作成及び必要に応じた見直しに努めること。また、その内容等について、定期的に研修会を開催するなど全職員への周知徹底を図ること。・事故やヒヤリハット事例が発生した際には、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じること。・児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。　**□園の危険等発生時の対処・措置は定められているか。**　・園児の安全の確保を図るため、当該園の実情に応じて、危険等発生時において当該園の職員がとるべき手順を定めた対処要領を作成しているか。　・園長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講じているか。・事故等により園児に危害が生じた場合において、当該園児及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に関する影響を受けた園児その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行っているか。**□**責任者不在時も含めて責任者となる者の順序を決め、他の職員等に周知しているか（施設長不在時の危機管理上意思決定が迅速にできる準備をしているか）**□**園外保育を行う際、歩行経路の危険箇所や職員体制確認を行っているか。**□**プールがある施設については、プール活動を行う際に、専ら監視を行う者とプール指導を行う者を分けて配置する等、十分な安全対策を行っているか。**□園内で園児の事故が発生した場合の対応、報告は適切にされているか。**・重大な事故事例があるか。　死亡事故や治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故が生じた場合は、「特定教育・保育施設等における事故の報告について」に基づき報告しているか。・事故報告書等で事故の内容を記録しているか。発生後の対応は適切か。・園内研修等で再発防止に努めているか。**□応急手当て等緊急時の対応方法について、職員が理解しているか。**　**□不審者へ対応した避難訓練が実施されているか。**　・防災・防犯のための日常安全管理の一環として、不審者への対応に係る避難訓練等を職員及び児童の参加により定期的（月1回以上）に実施している必要がある。　**□自動車に関して適切に運行しているか**・児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の所在の見落としを防止するための装置を備え、所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行っているか。※２列シート車、その他個々の自動車の利用形態に応じ、安全装置の装備の義務づけの対象外となる場合がある。・児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しいているか。 | ・府令第２７条準用学校保健安全法施行規則第５条第１項・府令第２７条準用学校保健安全法施行規則第８条第１、３、４項・学校保健安全法第１４条・府令第２７条準用学校保健安全法施行規則第９条第１項（第５号除く）・教育・保育要領第１章、第３章・教育・保育要領解説第３章・教育・保育要領第３章、第４章・教育・保育要領第３章・教育・保育要領解説第３章・感染症等発生時の報告につい　て・感染症等発生時の報告につい　て・教育・保育要領第１章・教育・保育要領第１章・教育・保育要領解説第３章・教育・保育要領第１章、第３章・教育・保育要領解説第１章、第３章・法第２７条準用学校保健安全法第　２７条・府令３９第３２条児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条の3・教育・保育要領第１章、第３章・教育・保育要領解説第３章・法第２７条準用学校保健安全法第２９条・教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン・特定教育・保育施設等事故報告について・府令３９第３２条・児童の安全の確保について・児福法基準第６条の４・送迎用バスガイドライン | □適□不適□適□不適□適□不適□適□不適□適□不適□適□不適□適□不適□適□不適□適□不適□適□不適□適□不適□適□不適□適□不適□適□不適□適□不適□適□不適□適□不適 |  |
| **３　防災対策の充実強化に努めているか**。　**□消防法令関係の届出等は遵守されているか。**・防火管理者の選任及び届出がなされているか。　　・消防計画作成及び届出がなされているか。　　・消防用設備点検受検及び報告がなされているか。　　　　　　　（それぞれ書類に消防署の受理印があるか確認）　　・宮城県津波浸水想定において、水深３０㎝以上の浸水が想定される地域内に所在する施設は、消防計画に必要な事項（(1)津波からの円滑な避難の確保、(3)防災訓練、(4)防災教育及び広報）が記載されているか。　　※公立保育施設は、地域防災計画に含まれるため対象外。**□通報、避難及び消火訓練が実施されているか。**　　・毎月実施されているか。・実施記録が作成され、改善すべき事項や反省点等について各職員への周知が図られているか。※沿岸区域設置こども園について**□**津波を想定した避難訓練を計画、実施しているか。※浸水想定区域及び土砂災害警戒区域設置保育所について（市町村防災計画に定められた施設）　**□**水害や土砂災害を想定した避難確保計画を定めているか。**□**計画に基づき避難訓練を実施しているか。 | ・消防法第８条・消防法施行規則第４条・消防法第１７条の３の３・消防法施行規則第３１条の６・消防法施行規則第３条・基準条例第６条・水防法第15条の3 | □適□不適□適□不適□適□不適□適□不適□適□不適 |  |
| **第４****その他処遇等****（つづき）****第４****その他処遇等** | **□苦情解決に必要な体制が整備されているか。**・苦情解決の手順等について規定が定められているか。・苦情解決責任者が選任されているか。・苦情受け付け担当者が任命されているか。・第三者委員が設置されているか。・施設内への掲示、パンフレットの配布等により、利用者に対して周知を図っているか。・苦情を受け付けた場合、当該苦情の内容等を記録しているか。　**□平等に取扱う原則を守っているか。**　・支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的扱いをしてはならない。　**□虐待等の禁止を守っているか。**　・支給認定子どもに対し、児福法第33条の10各号に掲げる行為その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。**□適切な秘密保持、個人情報保護を実施しているか。**　・正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。　・職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又は家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。　・小学校、他の教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。**□子育て支援事業の内容について**　・子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援しているか。　・当該地域の需要に照らし、保護者の要請に応じ適切に提供しているか。　具体的な事業内容**□表示は適切にされているか。**　・幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該幼保連携型認定こども園が幼保連携型認定こども園である旨の表示をしなければならない。　**□保護者が多様な施設を選択できるよう、積極的に情報を公開しているか。**　**□特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、適切に配慮されているか。****□事故等が発生した場合の保障を円滑に行うことができるよう、適切な保険又は共済制度へ加入する等保障の体制を整えているか。**【加入保険等の名称】 | ・社会福祉法第８２条・苦情解決の仕組みの指針について・府令３９第３０条・府令３９第２４条・府令３９第２５条・府令３９第２７条・条例別表第２－７・条例別表第２－８・条例別表第２－９イ・条例別表第２－９ロ・条例別表第２－９ハ | □適□不適□適□不適□適□不適□適□不適□適□不適□適□不適□適□不適□適□不適□適□不適 |  |
| **第５****給食の状況****（つづき）****第５****給食の状況** | **１　食事の提供について****□食事計画に基づく適切な献立のもと、食事を提供しているか。**・子どもの特性に応じて提供することが適当なエネルギー及び栄養素の量が確保できる食事を提供すること。・子どもの発育・発達状況、栄養状態、生活状況等について把握し、提供する食事の量と質についての計画を立てるとともに、摂食機能や食行動の発達を促すよう食品や調理方法に配慮した献立作成を行い、それに基づき食事の提供を行うこと。　**□献立内容は変化に富み、必要な栄養量が確保されているか。**・食事を適正に提供するため、定期的に施設長を含む関係職員による情報の共有を図るとともに、常に施設全体で、食事計画・評価を通して食事の提供に係る業務の改善に努めること。　・献立作成、調理、盛りつけ・配膳、喫食等各場面を通して関係する職員が多岐にわたることから、定期的に施設長を含む関係職員による情報共有を図り、食事の計画・評価を行うこと。**□検食が適正に行われているか。**　・検食は、味、量、質、嗜好的観点から給食として適当かどうか検査するためのもので、給食実施前に実施される必要がある。また、検食者は調理員以外の者が交代して当たるのが望ましい。　**□給食日誌は作成され、また、残食について記録されているか。**

|  |  |
| --- | --- |
| 給食日誌 | □あり　・　□なし |
| 残食チェック | □あり　・　□なし |

**□アレルギー等特定の食品群を食せない児童に配慮しているか。**　・アレルギー等食事に制限のある場合、主治医の意見や保護者の意見に基づき、症状が出ないような食事にする必要がある。保護者や主治医が、給食の適用が困難と判断した場合は、保護者に食事持参を依頼してもよい。　⇒アレルギー等への対応

|  |  |
| --- | --- |
| アレルギーのある児童への配慮及びその方法 |  |

　**□食品の管理は適切に行われているか。**　・献立表に基づき正確に給食を実施するためには、日々の必要量を把握し、適正に発注する必要がある。このため、食品購入、受払は適切に管理されなければならない。　・また、検収は発注担当とは別の職員が実施し、検収場所は非汚染作業区域及び清潔作業区域とは明確に区別すること。 | ・食事提供に関する援助及び指導について・食事計画について・アレルギー対応ガイドライン・社会福祉施設における衛生管理について（大量調理施設衛生管理マニュアル） | □適□不適□適□不適□適□不適□適□不適□適□不適□適□不適 |  |
| **２　給食の委託の状況について****□給食の業者委託等が適切に行われているか。**・当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法により食事が提供されるものであること。ただし満３歳以上の園児に提供する場合であって、一定の要件を満たす場合はこの限りでない。・３歳以上児に対する給食を外部搬入する場合は、児福法基準第３２条の２に定める要件を満たす必要がある。

|  |
| --- |
| （要件）・園児に対する食事提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。・当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による配慮が行われること。・調理業務の受託者を、当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。・園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。・食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。 |

 | ・条例別表第２－１１・児福法基準第32条の2 | □適□不適 |  |